

平成29年度 クリーニング師研修 の開催について

（公財）京都府生活衛生営業指導センター
協力：京都府生活衛生課・各保健所／京都市医務衛生課・医療衛生センター

クリーニング業務に従事されているクリーニング師の方は、3年に一度京都府知事が指定する研修を受講することが「クリーニング業法」により義務づけられています。該当される方は必ず受講してください。

第2型（通信研修）

通信で学習を行う研修です。

第1型研修（会場研修）が都合により受講できない方を対象に第2型研修（自宅学習による通信研修）を実施いたします。

受講対象の方

京都府内のクリーニング所に従事しているクリーニング師の方で、次に該当される方

- ①今年度が受講対象のクリーニング師（一度も受講していない方を含む。）で、第1型研修（平成30年1月28日開催）が都合により受講できない方
- ②遠隔地居住者、持病等で会場研修の受講が困難な方

受講対象であるかの確認方法は裏面をご覧ください。

1 申込期間 平成29年12月6日（水）～

申込締切日：**平成30年1月12日（金）まで**

2 受講科目 衛生法規及び公衆衛生・洗濯物の受取、保管及び引渡し洗濯物の処理・繊維及び繊維製品

3 受講料 **5,000円**（テキスト代を含む。）

4 申込方法 同封の払込取扱票【**クリーニング師研修 第2型**申込書】の通信欄に必要事項をすべてご記入の上、受講料を添えて最寄のゆうちょ銀行（郵便局の窓口又はATM）に払い込んでください。

- 振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。（郵便局のATMをご利用いただきますと、手数料が窓口での払込みより50円安くなります。）
- 事業所で一括して受講申込みをご希望される場合は、事前に当センターまでお電話ください。

5 受講方法 申込みを受付後、「テキスト」と「レポート問題」（解答は選択式です。）に従事されるお店に送付します。ご自宅で学習された後、レポート問題を解答の上、解答用紙を当センターまで提出してください。

- 提出締切日（平成30年2月13日（火）当日消印有効）
- 提出いただいた解答用紙により学習の効果を確認し、全科目を修められた方には「修了証書」と「修了済ステッカー」を交付します。

裏面を必ずお読みください。

<問合せ・申込み先>

公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL (075) 722-2051/FAX (075) 711-6123

受付：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10：00～16：00

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.kyoto-seel.com/ci-kensyukousyu.html>

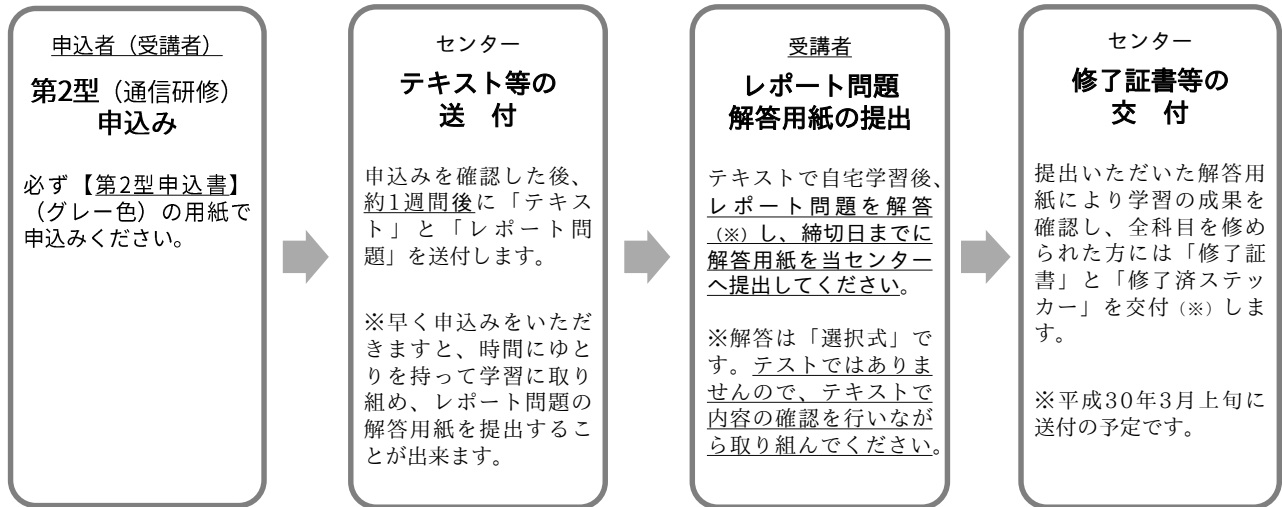
京都 クリーニング研修・講習



お客様は安全・安心を求めています。クリーニング業法で定められたクリーニング師研修を3年に一度受講しましょう。

研修では、平成28年12月1日から適用となった衣類の「取扱い表示」（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法 JIS L 0001）のポイントを中心に、改訂クリーニング事故賠償基準や感染症対策等、クリーニング業界が消費者から求められている諸問題を取り上げます。予防衛生やクレーム対策等の正しい知識を習得し、お客様に信頼されるお店作りにお役立てください。

<受講申込から修了証書等交付までの流れ>



受講された方には、「修了証書」「修了済ステッカー」を交付しています。

研修の修了者については、京都府知事に受講修了の報告を行っています。また、修了者には修了証書と修了済ステッカーを交付しており、店頭等に掲示することにより、お客様に「法令順守の店」として信頼できるお店であることをPRすることができます。

受講対象であるかの確認方法について

前回受講日の「修了証書」又は「修了済ステッカー」をご確認ください。

